

**改正**

平成18年5月19日訓令第9号

平成19年3月29日訓令第23号

平成19年8月27日訓令第50号

平成20年1月9日訓令第1号

平成21年11月30日訓令第14号

平成22年3月25日訓令第12号

平成26年3月25日訓令第2号

平成28年3月31日訓令第10号

平成29年3月31日訓令第5号

平戸市建設工事指名審査委員会規程

(設置)

**第1条** 建設工事の入札参加資格者の格付及び入札参加者の指名並びに指名停止処分等を厳正かつ公平に行い、工事の適正なる施行を図るため、平戸市建設工事指名審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

**第2条** 委員会の委員は、副市長、財務部長、農林水産部長、建設部長、水道局長、教育次長、生月支所長、田平支所長及び大島支所長をもって組織する。

(運営)

**第3条** 委員会の委員長は、副市長をもって充て、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開催することができない。

4 委員会の会議は、必要の都度開催する。ただし、軽易な事項その他委員長が委員会の審査に付する必要があると認めるものについては、これを省略し、又は回議して行うことができる。

5 委員会に付議する事項の説明は、主務課長が行う。ただし、課長不在の場合は、課長が指名する者が代理する。

(委員会の職務)

**第4条** 委員会は、次の事項について審査を行う。

- (1) 入札参加資格者の格付
- (2) 1件の工事費(入札に付する額)1,000万円以上の工事、工事請負に係る一件の委託費(入札に付する額)500万円以上の委託業務及び異例とみられる工事の入札参加者の指名
- (3) 総合評価落札方式により行うことが適当と認められる工事の選定及び落札者の決定
- (4) 最低制限価格を定めない工事を入札した結果、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項を適用する最低入札者の取扱い
- (5) 別に定める平戸市建設工事指名停止措置要領に基づく入札者参加資格者の指名停止処分
- (6) 別に定める平戸市談合情報等対応マニュアルに基づく談合情報等
- (7) その他重要と認められる事項

(秘密の保持)

**第5条** 委員会の議事は、公開しない。

2 委員は、委員会審議事項の内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

**第6条** 委員会の庶務は、財務部企画財政課において処理する。

(その他)

**第7条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日から助役が選任されるまでの間は、第3条第2項の規定にかかわらず、財政課長が委員長の職務を代理する。

附 則 (平成18年5月19日訓令第9号)

この訓令は、令達の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月29日訓令第23号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月27日訓令第50号)

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則**（平成20年1月9日訓令第1号）

この訓令は、令達の日から施行する。

**附 則**（平成21年11月30日訓令第14号）

この訓令は、平成21年12月2日から施行する。

**附 則**（平成22年3月25日訓令第12号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月25日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日訓令第10号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。